

羽生市立新郷第二小学校

いじめの防止等のための基本的な方針

5つの基本姿勢

- 学校全体で「いじめをしない、させない、見過ごさない」という環境をつくる。
- 児童一人一人に自己存在感を与え、自尊感情を育む積極的な生徒指導を展開する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識で、組織として取り組む。
- 様々な手立てを講じていじめ等の早期発見、早期解決に尽力する。
- 保護者・地域・関係諸機関と連携し、当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。

平成26年4月1日

I いじめの定義といじめに対する新郷第二小学校の基本姿勢

1 いじめの定義=いじめとは、

(1) 平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 「いじめ防止対策推進法」(第2条)」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的には、

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれや集団で無視をされる
- ③ 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、ぶつかられたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする
- ⑥ インターネットやパソコン、携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる
などのようなものがある。ただし、多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かは「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

(3) いじめに対する基本認識

- ① いじめは絶対に許されないもの
- ② いじめは卑怯な行為である
- ③ いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるもの
- ④ いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくいもの

2 本校の基本姿勢

上記の定義より、いじめ防止のための本校としての5つの基本姿勢を以下に示す。

5つの基本姿勢

- 学校全体で「いじめをしない、させない、見過ごさない」という環境をつくる。
- 児童一人一人に自己存在感を与え、自尊感情を育む積極的な生徒指導を展開する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識で、組織として取り組む。
- 様々な手立てを講じていじめ等の早期発見、早期解決に尽力する。
- 保護者・地域・関係諸機関と連携し、当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。

Ⅱ いじめを未然に防止するための取組 (第15条、第18条)

いじめを未然に防止するために、学校教育全体をとおして、児童一人一人が認められ、他者を思いやれる人間関係づくりに全力で取組むことが大切である。

また、一人一人を大切にし、目指す学校像である『子どもたちが喜々として登校し、授業をはじめとする諸活動に生き生きと取り組み、明日の学校を楽しみにしながら下校できる「元気が湧いてくる学校」』を築き、確かな学力の定着と学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう尽力することが求められる。

保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と早期発見・早期解決に向けての連携に努める。

1 児童

- (1) 一人一人が自己存在感や自尊感情を感じ、学級の一員として自覚をもてる学級
- (2) 一人一人を大切にしながら楽しくわかる授業で、確かな学力が身につける
- (3) 学習活動を通じて達成感・成就感を味わえる
- (4) 「いじめは、人間として絶対に許されない」と強く意識する
- (4) 「観衆」や「傍観者」として、いじめを見て見ぬふりをするのではなく、いじめを見たら解決のために行動することが大切だと意識する。

2 教員

- (1) 日常的に「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識をもって、すべての教育活動で組織的・計画的に児童の指導に尽力する。
- (2) 子供が主役の学級経営に努める。
 - ① 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
 - ② 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
 - ③ 児童や保護者からの訴えには、親身になって聞く。
 - ④ いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
 - ⑤ 一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応をする。
- (3) 校内研修において資質の向上を図る。

3 学校

- (1) 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、見過ごさない」という土壌をつくる。
- (2) 年3回の「いじめ防止強化期間（5・11・2月）」時に、児童の実態把握に努める。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め実践力の向上に努める。

いじめ防止強化期間

1学期 5月1日から5月10日まで

2学期 11月1日から11月10日まで

3学期 2月1日から2月10日まで

- (3) 校長は、全校朝会等でいじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間としての基本と、いじめに気付いた時は、「止めたり、他の者に知らせたり」する人として在り方を児童に直接指導する。
- (4) 教育相談日の積極的活用を図り、さわやか相談室の役割を知らせたりして、いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- (5) いじめ問題に関する取組の多様化を図り、代表委員会等の児童自身の手による取組みを促す。
- (6) いじめに関するアンケートを7月、12月、3月の学校評価とともに実施し、児童の実態把握に努める。

4 保護者・地域

- (1) 児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) いじめ問題に関する情報を発信する（学校便り、学校HP、道徳授業公開等）。

Ⅲ いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

1 いじめの早期発見に向けて（第16条等）

- (1) 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守る。
- (2) おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生徒指導部等で情報を収集・共有する。
- (3) 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
- (4) 「学校生活アンケート」を学期に1回、年3回行い、児童の悩みや人間関係を早期に発見し、共に解決できる体制をつくる。
また、児童との信頼関係を深めるため、日頃からの声がけと共に、月例の教育相談日を個別相談の機会として活用する。

2 いじめの早期解決に向けて（第23条等）

- (1) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下に全ての教員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) 観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということ指導する。
- (4) 学校内だけでなく、保護者や教育委員会をはじめとする関係諸機関、専門家等と協力をして解決にあたる。
- (5) いじめられている児童の心のケアをすすめ、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携を取りながら指導、支援を行っていく。

3 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- (1) いじめ問題が起きたときには家庭との連携を更に、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- (2) 必要に応じて、保護者・地域にアンケートの結果を公開し、学校の実情を理解してもらうとともに、いじめに関する啓発活動を行い理解を深めてもらう。
- (3) 必要に応じて、関係機関と連携し、保護者も含めた研修を行う。

IV いじめ問題に取り組むための校内組織

1 校内組織

- (1) 生徒指導委員会
 - ① 生活目標設定：月例朝会時に、生徒指導委員会で検討・確認された「今月の生活目標」を児童示し、説明を加え周知する。
 - ② 生徒指導委員会：毎月1回、問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換、及び共通理解に基づいた共通行動について協議する。
- (2) いじめ防止対策推進委員会（第22条等）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、該当児童の学級担任、PTA会長による「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

V 教育委員会等との連携について

いじめを確認した場合は、ただちに羽生市教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急いじめ防止対策推進委員会を開くとともに、羽生市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、羽生警察署へ通報し対応等の相談をする。

<重大事態が発生>



重大事態とは

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ・児童、保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

<調査の実施>



VI その他

(参考資料等)

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- (2) 埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（埼玉県教育委員会）
- (3) 羽生市いじめの防止等のための基本的な方針（羽生市教育委員会）

保護者

- 家庭教育学級
- 学級懇談会
- 個人面談
- 教育相談

学 校

- 生徒指導委員会
- 道徳教育
- 特別活動
- 各教科指導
- 人権教育
- 教育相談

新二小基本方針

- いじめ防止対策推進法
- 埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針
- 羽生市いじめの防止等のための基本的な方針

保護者への啓発活動

- 家庭用チェックシートの活用
- 啓発資料の提供
- 家庭教育学級等の活用

早期発見のための手立て

- 年3回の強化週間
- 学期に1度のアンケート調査実施
- 連絡帳やチェックシートの活用

いじめ防止対策推進委員会

地 域

- 下新郷評議員会
- 学校応援団
- 子ども育成会

専門機関

- 児童相談所
- 羽生警察
- 羽生市教育委員会
- 羽生市子育て支援課

Sagacity Swift Sincerity Service Smile 5Sと2時間ルール